			1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		12.0
			1,871キログラム以上 1,991キログラム未満		11.3
			1,991キログラム以上 2,101キログラム未満		11.2
			2,101キログラム以上		11.1
		手動式以外のもの	1,421キログラム未満		12.5
			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		11.8
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		10.9
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		10.6
			1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		9.7
			1,871キログラム以上 1,991キログラム未満		9.5
			1,991キログラム以上 2,101キログラム未満		9.0
			2,101キログラム以上		8.8

備考１　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第１条第１項第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

２　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

３　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。

４　「構造Ｂ１」とは、構造Ｂのうち備考２ロに掲げる要件に該当する構造をいう。

５　「構造Ｂ２」とは、構造Ｂのうち構造Ｂ１以外の構造をいう。

⑷　貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの（けん引自動車（道路運送車両の保安基準第１条第１号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）を除く。以下「トラック等」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するトラック等のエネルギー消費効率（省令第１条の表第２号に規定する数値（以下「重量車モード燃費値」という。）をいう。以下⑸において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑵において「トラック等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区　分	基準エネルギー消費効率
1　車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が1.5トン以下のものに限る。）	10.83
2　車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が1.5トン超２トン以下のものに限る。）	10.35
3　車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が２トン超３トン以下のものに限る。）	9.51
4　車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のトラック等（最大積載量が３トン超のものに限る。）	8.12
5　車両総重量が7.5トン超８トン以下のトラック等	7.24
6　車両総重量が８トン超10トン以下のトラック等	6.52
7　車両総重量が10トン超12トン以下のトラック等	6.00
8　車両総重量が12トン超14トン以下のトラック等	5.69
9　車両総重量が14トン超16トン以下のトラック等	4.97
10　車両総重量が16トン超20トン以下のトラック等	4.15
11　車両総重量が20トン超のトラック等	4.04